

発議第1号

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書 の提出について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年12月5日提出

提出者

愛西市議会議員

眞野和久

賛成者

愛西市議会議員

下村一郎

加藤敏彦

愛西市議会議長 加賀 博 殿

提案理由

この意見書を提出するのは、多くの国民が今回の法案の制定に対して心配を抱いており、国において、特定秘密保護法案に対し、慎重な対応をするよう強く要望するためである。

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める
意見書（案）

今臨時国会で審議されている「特定秘密の保護に関する法律案」では、「特定秘密」について、「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を対象としているが、その範囲が明確でなく広範すぎるとの指摘がある。

事実、多くの国民が今回の法案の制定に対して心配を抱いている。

よって、国においては、特定秘密保護法案に対し、慎重な対応をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月　　日

愛知県愛西市議会

参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿